

生活福祉資金の貸付について

災害を受けたことにより一時的に費用が必要である低所得世帯、障害者世帯、及び高齢者世帯が対象となります。

制度の名称	生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））																							
支援の種類	貸付																							
制度の内容	<p>【緊急小口資金】</p> <table border="1"> <tr> <td>資金の目的</td> <td>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後1年以内</td> </tr> </table> <p>【福祉費（災害援護費）】</p> <table border="1"> <tr> <td>資金の目的</td> <td>災害を受けたことにより臨時に必要となる費用</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付の日から6月以内（特別の場合2年以内）</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>平成30年7月豪雨災害に係る借入については、利子補給制度があります。</td> </tr> </table> <p>●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大など特別措置を実施することがあります。</p>		資金の目的	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付の日から2月以内	償還期間	据置期間経過後1年以内	資金の目的	災害を受けたことにより臨時に必要となる費用	貸付限度額	150万円以内	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付の日から6月以内（特別の場合2年以内）	償還期間	据置期間経過後7年以内	備考	平成30年7月豪雨災害に係る借入については、利子補給制度があります。
資金の目的	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用																							
貸付限度額	10万円以内																							
貸付利率	無利子																							
据置期間	貸付の日から2月以内																							
償還期間	据置期間経過後1年以内																							
資金の目的	災害を受けたことにより臨時に必要となる費用																							
貸付限度額	150万円以内																							
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																							
据置期間	貸付の日から6月以内（特別の場合2年以内）																							
償還期間	据置期間経過後7年以内																							
備考	平成30年7月豪雨災害に係る借入については、利子補給制度があります。																							
活用できる方	<p>●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯</p> <p>●災害援護費については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</p>																							
お問い合わせ	お住まいの市町村社会福祉協議会または岡山県社会福祉協議会																							